

OKEKITA  
おけきた

# すいどうだより

編集・発行：桶川北本水道企業団  
北本市中丸6-83 TEL.048(591)2775  
ホームページ <https://water-okekita.jp/>



No.165

令和5年 8月号

安全を届ける  
水質検査

水質検査のための採水の様子  
給水人口：140,209人給水世帯：64,412世帯(令和5年7月1現在)

# 令和4年度の水道水の水質検査結果

水道水は、安全性を確保するために水道法で水質基準が定められ、検査が義務づけられています。水質基準には、健康に関連する項目(31項目)と水道水が有すべき性状に関連する項目(20項目)が定められています。健康に関連する項目は、生涯にわたり飲み続けても健康に影響が生じない水準をもとに、安全を考慮して基準値が設定されています。水道水が有すべき性状に関連する項目は、生活利用上(味、色、におい等)と施設管理上(水道管の腐食防止等)で障害の生じるおそれのない基準値が設定されています。

桶川北本水道企業団では、定期的に水質検査を実施し、信頼される安全な水を皆さまのご家庭等にお届けしています。水質検査は、厚生労働大臣の登録を受けた事業者へ委託し、各浄配水場系統別に桶川・北本市内の4か所の給水栓で採水して実施しています。

次の表は令和4年4月から令和5年3月までの検査結果の平均値を示したもので、すべての項目で基準に適合しています。なお、「〇〇未満」の表記は、検査機器が測定できる数値未満であったことを示しています。

毎月の水質検査結果は、ホームページ(<https://water-okekita.jp/>)に掲載しています。  
【お問い合わせ】 浄水課 048-591-2775



## 健康に関連する項目

検査項目	区分	単位	基準値	石戸浄水場系	中丸浄水場系	川田谷浄水場系	加納配水場系	
1 一般細菌	病原生物	個/ml	100個以下	0	0	0	0	
2 大腸菌			検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	
3 カドミウム及びその化合物	無機物質・重金属	mg/L	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	
4 水銀及びその化合物		mg/L	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	
5 セレン及びその化合物		mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
6 鉛及びその化合物		mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
7 ヒ素及びその化合物		mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
8 六価クロム化合物		mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
9 亜硝酸態窒素		mg/L	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン		mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		mg/L	10以下	1.53	1.41	1.71	1.61	
12 フッ素及びその化合物		mg/L	0.8以下	0.13	0.12	0.09	0.10	
13 ホウ素及びその化合物		mg/L	1.0以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	
14 四塩化炭素		一般有機化学物質	mg/L	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15 1,4-ジオキサン			mg/L	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		0.04以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
17 ジクロロメタン	mg/L		0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
18 テトラクロロエチレン	mg/L		0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
19 トリクロロエチレン	mg/L		0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
20 ベンゼン	mg/L		0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
21 塩素酸	消毒副生成物		mg/L	0.6以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満
22 クロロ酢酸			mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
23 クロロホルム			mg/L	0.06以下	0.010	0.008	0.009	0.007
24 ジクロロ酢酸		mg/L	0.03以下	0.007	0.006	0.007	0.006	
25 ジブロモクロロメタン		mg/L	0.1以下	0.004	0.006	0.004	0.003	
26 臭素酸		mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
27 総トリハロメタン		mg/L	0.1以下	0.021	0.023	0.020	0.016	
28 トリクロロ酢酸		mg/L	0.03以下	0.009	0.007	0.007	0.007	
29 ブロモジクロロメタン		mg/L	0.03以下	0.007	0.008	0.007	0.006	
30 ブロモホルム		mg/L	0.09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満		

## 水道水が有すべき性状に関連する項目

検査項目	区分	単位	基準値	石戸浄水場系	中丸浄水場系	川田谷浄水場系	加納配水場系
32 亜鉛及びその化合物	色	mg/L	1.0 以下	0.003	0.004	0.003	0.004
33 アルミニウム及びその化合物		mg/L	0.2 以下	0.02	0.01	0.02	0.02
34 鉄及びその化合物		mg/L	0.3 以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
35 銅及びその化合物		mg/L	1.0 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
36 ナトリウム及びその化合物	味覚	mg/L	200 以下	15.8	19.4	10.4	10.7
37 マンガン及びその化合物	色	mg/L	0.05 以下	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001未満
38 塩化物イオン	味覚	mg/L	200 以下	18.9	24.1	19.4	19.6
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		mg/L	300 以下	66	66	68	64
40 蒸発残留物		mg/L	500 以下	155	162	156	144
41 陰イオン界面活性剤	発泡	mg/L	0.2 以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42 ジェオスミン	におい	mg/L	0.00001 以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43 2-メチルイソボルネオール		mg/L	0.00001 以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44 非イオン界面活性剤	発泡	mg/L	0.02 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
45 フェノール類	臭気	mg/L	0.005 以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46 有機物(全有機炭素(TOC)の値)	味覚	mg/L	3 以下	0.9	0.9	1.0	0.8
47 PH値	基礎的性状		5.8以上8.6以下	7.3	7.4	7.3	7.1
48 味			異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49 臭気			異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50 色度		度	5 以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
51 濁度		度	2 以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満

### 収益的収支

収入区分	予算額	収入額	収入率
営業収益	2,853,281	2,843,352	99.65
給水収益	2,669,314	2,653,929	99.42
受託工事収益	20,759	22,120	106.56
分担金	71,102	74,082	104.19
公共下水道負担金	89,923	83,666	93.04
その他営業収益	2,183	9,555	437.70
営業外収益	233,144	12,039	5.16
受取利息	2	9	450.00
他会計補助金	1,500	1,500	100.00
長期前受金戻入	220,660	0	0.00
雑収	10,982	10,530	95.88
特別利益	33,295	33,294	100.00
合計	3,119,720	2,888,685	92.59

支出区分	予算額	執行額	執行率
営業費用	2,835,615	1,913,962	67.50
原水及び浄水費	1,228,698	1,200,020	97.67
配水及び給水費	403,555	371,356	92.02
受託工事費	20,591	18,754	91.08
業務費	160,723	155,930	97.02
議会費	5,689	4,838	85.04
総係費	165,836	156,311	94.26
減価償却費	843,446	0	0.00
資産減耗費	7,077	6,753	95.42
営業外費用	71,854	66,410	92.42
支払利息	6,743	5,238	77.68
消費税	63,800	60,884	95.43
雑支出	1,311	288	21.97
特別損失	49,313	49,099	99.57
予備費	5,000	0	0.00
合計	2,961,782	2,029,471	68.52

なお、表中の数値は「決算整理」前につき、決算数値とは異なります。

新規の借入金はありません。支出は、水道管や浄水施設の整備更新の費用、過去に借入れた企業債の償還金になります。

### 資本的収支

収入区分	予算額	収入額	収入率
関係市負担金	6,558	6,420	97.90
補助金	5,220	5,220	100.00
工事負担金	36,744	36,246	98.64
分担金	30,473	31,749	104.19
合計	78,995	79,635	100.81

支出区分	予算額	執行額	執行率
建設改良費	761,316	627,486	82.42
石綿セメント管更新事業費	432,564	429,853	99.37
配水設備費	38,030	28,677	75.41
配水支管整備費	66,651	63,737	95.63
工事請負費	17,717	17,193	97.04
原浄水設備改良費	63,990	10,329	16.14
配水設備改良費	83,270	20,988	25.20
事務費	49,000	48,198	98.36
営業設備費	10,094	8,511	84.32
企業債償還金	119,851	119,850	100.00
合計	881,167	747,336	84.81

令和4年度の財政状況をお知らせします。桶川北本水道企業団の会計方式は、公営企業会計を採用しており、収益的収支と資本的収支の二つの予算があります。

収益的収支は、水道水をお届けするための収支で、収入についてはそのほとんどがお客さまよりお支払いいただいている水道料金(表中の給水収益)です。支出は、企業団の水道水の約8割を占める県企業団が供給する水道水の購入費、検針等の業務の委託費用が主なものになります。

資本的収支は、施設の改良に係る収支で、収入は補助金や消火栓設置工事の負担金があり、

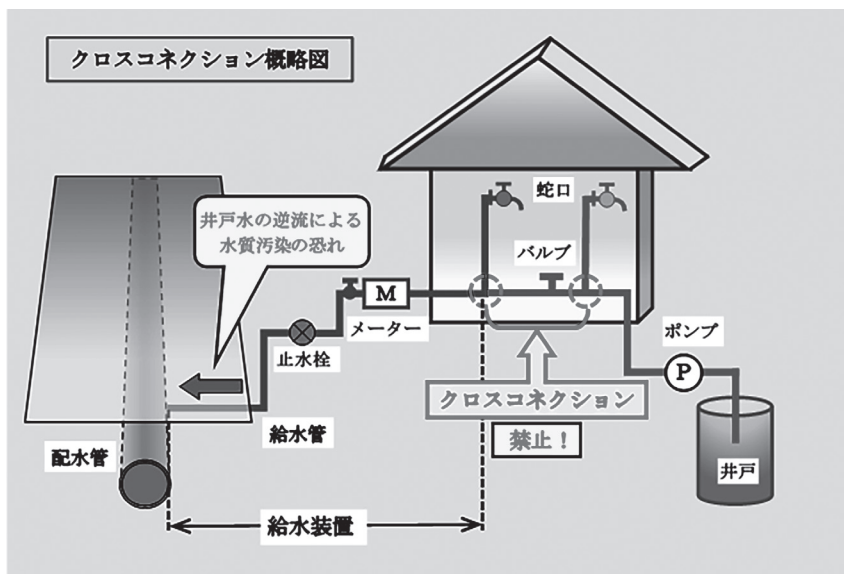
# 令和4年度の財政状況



# 井戸用配管等を給水管に接続することは、禁止されています

## クロスコネクション(誤接合)について

上水道を給水する「給水装置」と井戸水や農業用水等の「上水道以外の管」が直接接続されている状態をクロスコネクション(誤接合)といいます。右図のように、給水管と井戸用配管をバルブで切り替えて使用している場合もクロスコネクションになります。クロスコネクションは水道水の汚染を防止し、安全性を確保するため、法令により固く禁止されています。



## なぜ禁止されているのか

図のようにクロスコネクションの状態では配管されていると、バルブの故障や操作ミスにより、井戸水等が配水管に逆流する恐れがあります。これにより、消毒されていない水、飲用に適さない水を飲んでしまった場合、広範囲にわたって健康被害を引き起こす場合があります。

また、反対に水道水が井戸に流れ込むような状態になってしまうと、ご自宅で水道水を使用していない時でも井戸に水道水が流れ込み続け使用水量が増加してしまい、水道料金が高額になってしまうことがあります。この場合は、使用者側の管理責任上の問題となりますので、使用水量の減免対象とはならず、水道料金は全額納付いただくことになります。

## もし、クロスコネクションになっていることが分かったら

クロスコネクションが判明した場合は、すみやかに給水管と誤接合されている管の切り離し工事をしてください。工事は、お客さまより指定給水装置工事業者に依頼し、お客さまの費用負担でおこなっていただくことになります。なお、法令に基づき、切り離しが確認されるまでの間、給水を停止することがあります(指定給水装置工事業者については桶川北本水道企業団のホームページをご参照ください)。

## 関係法令について

水道法第16条では、「水道事業者は当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。」と定められています。ここでいう政令で定める基準とは、水道法施行令第6条第1項第6号に「当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。」と定められています。

※「当該給水装置以外の水管」とは、工業用水道、井戸水、農業用水道、温泉、雨水等の貯留水、薬品関係等の上水道以外の配管のほか、上水道の受水槽以下の配管も含まれます。

【お問い合わせ】 給水課 048-591-2775

# 職員募集のお知らせ

## 採用予定数

一般事務 1名、一般事務(障がい者) 1名

## 受験要件

一般事務及び一般事務(障がい者)共通  
(障がい者採用を希望の方は、身体障害者手帳の交付を受けている方でいずれかの要件を満たす人)

大学卒(見込含む)：平成8年4月2日以降に生まれた人

短大卒(見込含む)：平成10年4月2日以降に生まれた人

高校卒(見込含む)：平成12年4月2日以降に生まれた人

※詳細については、職員採用試験案内(1職種・採用予定人数・受験資格)の受験要件を確認してください。

日々の生活に欠かせない水道水。ライフラインを支える仕事に携わりたい方の申込みをお待ちしています！



## 第1次試験

令和5年10月14日(土)・15日(日)

## 第2次試験

第1次試験合格者に別途通知します。

## 第3次試験

第2次試験合格者に別途通知します。



## 申込受付期間

持参：令和5年7月31日(月)から令和5年8月4日(金)まで

午前9時から午後4時まで

郵送：簡易書留 令和5年7月31日(月)から令和5年8月4日(金)まで【消印有効】

## 職員採用試験実施要領の配布

総務課庶務係で配布しています。

また、企業団ホームページからもダウンロードできます。

ホームページ <https://water-okekita.jp/>

トップページ⇒重要なお知らせ⇒職員募集のお知らせ



## 申込み・お問い合わせ先

〒364-0013 北本市中丸6-83

桶川北本水道企業団 総務課庶務係 電話048-591-2775(代)